

議案第 69 号

嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 9 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

災害その他非常の場合における給水装置工事の円滑な実施を図るため、所要の改正を行う必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例

嘉島町簡易水道給水条例(平成26年嘉島町条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 管理(第34条—第37条)」を「第5章 管理(第34条—第39条)」に、
「38」を「40」に、「39」を「41」に、

「第7章 補則(第40条)」
「第8章 罰則(第41条・第42条)」

「第7章 補則(第42条)」
「第8章 罰則(第43条・第44条)」

を

」

に改める。

」

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りでない。

第7条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等(指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により町長が他の市町村長若しくは他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の市町村長若しくは当該地の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下同じ。)」に改め、「工事しゅん工後」の次に「、遅滞なく」を加える。

第8条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第9条第1項中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 設計費

第13条第1項中「ができ」を「は」に改める。

第22条第1項中「しなければならない」を「する」に改める。

第31条に次の1項を加える。

2 前項手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

第32条に次の1項を加える。

3 第1項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

第35条第2項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改める。

第42条を第44条とし、第41条を第43条とする。

第7章中第40条を第42条とする。

第6章中第39条を第41条とし、第38条を第40条とする。

第5章中第37条の次に次の2条を加える。

(家族等の行為に対する責任)

第38条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置操作の禁止)

第39条 メーター、止水栓、消火栓、その他特に定められた給水装置は、町職員又は指示された者以外は、これを操作してはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

嘉島町簡易水道給水条例(平成26年嘉島町条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第1章 総則(第1条—第4条)	第1章 総則(第1条—第4条)
第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第12条)	第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第12条)
第3章 給水(第13条—第22条)	第3章 給水(第13条—第22条)
第4章 料金及び手数料(第23条—第33条)	第4章 料金及び手数料(第23条—第33条)
第5章 管理(第34条—第 <u>37</u> 条)	第5章 管理(第34条—第 <u>39</u> 条)
第6章 貯水槽水道(第 <u>38</u> 条・第 <u>39</u> 条)	第6章 貯水槽水道(第 <u>40</u> 条・第 <u>41</u> 条)
第7章 補則(第 <u>40</u> 条)	第7章 補則(第 <u>42</u> 条)
第8章 罰則(第 <u>41</u> 条・第 <u>42</u> 条)	第8章 罰則(第 <u>43</u> 条・第 <u>44</u> 条)
附則	附則
(工事の施行)	(工事の施行)
第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の規定により指定した者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。	第7条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の規定により指定した者(法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けないことにより失効となった者を除く。以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めたときは、この限りでない。</u>
2 前項の規定により、 <u>指定給水装置工事事業者</u>	2 前項の規定により、 <u>指定給水装置工事事業者等(指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により町長が他の市町村長若しくは他の</u>

が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後_____に町長の工事検査を受けなければならぬ。

3～5 (略)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(工事費の算出方法)

第9条 町長が施行する給水装置工事の工事費(宅内給水工事を除く。)は、次の費用の合計額とする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の市町村長若しくは当該地の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者をいう。以下同じ。)

が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後遅滞なくに町長の工事検査を受けなければならない。

3～5 (略)

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 (略)

2 町長は、指定給水装置工事事業者等に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(工事費の算出方法)

第9条 町長が施行する給水装置工事の工事費(宅内給水工事を除く。)は、次の費用の合計額とする。

(1) 設計費

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

2・3 (略)

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することができない。

2・3 (略)

(給水装置等の検査の請求)

第22条 町長は、給水装置、供給する水の水質又はメーターについて、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 (略)

(手数料)

第31条 (略)

(加入金)

第32条 (略)

2 (略)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 (略)

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができ

2・3 (略)

(給水の原則)

第13条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2・3 (略)

(給水装置等の検査の請求)

第22条 町長は、給水装置、供給する水の水質又はメーターについて、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 (略)

(手数料)

第31条 (略)

2 前項手数料は、特別の理由がない限り還付しない。

(加入金)

第32条 (略)

2 (略)

3 第1項の加入金は、特別の理由がない限り還付しない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 (略)

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者等の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができ

る。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(町の責務)

第38条 (略)

(設置者の責務)

第39条 (略)

(委任)

第40条 (略)

(過料)

第41条 (略)

(料金、手数料、加入金を免れた者に対する過料)

第42条 (略)

る。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(家族等の行為に対する責任)

第38条 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者その他従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置操作の禁止)

第39条 メーター、止水性、消火栓、その他特に定められた給水装置は、町職員又は指示された者以外は、これを操作してはならない。

(町の責務)

第40条 (略)

(設置者の責務)

第41条 (略)

(委任)

第42条 (略)

(過料)

第43条 (略)

(料金、手数料、加入金を免れた者に対する過料)

第44条 (略)